



第90号 平成29年10月2日 発行 弁護士法人 けやき法律事務所

発行責任者/弁護士 齊藤 正俊

〒963-8876 福島県郡山市麓山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644 (<http://www.keyaki-law.gr.jp/>)

## —くらしに憲法を生かそう—

### けやき雑感

この雑感をご覧になる時期は、衆議院が解散されて総選挙に向かっていている時期かもしれません。しかし、この時期に何故突然の解散なのでしょう。第三次安倍内閣の改造内閣が発足したばかりで「仕事人内閣」と銘打っていたにもかかわらずです。解散の大義がないなどと批判される所以です。

衆議院解散は、総理の専権事項だなどと言う向きもありますが、権力者が自分の都合で自由に解散できるとなると、権力の濫用につながりかねません。とりわけ安倍内閣は立憲主義を無視して集団的自衛権行使に道を拓いた内閣です。

権力の横暴をチェックするのは主権者たる国民の一票です。総選挙では、その国民の意思を表現しましょう。

弁護士 齊藤 正俊



松江城

慶長5年(1600年)の関ヶ原合戦の後、出雲 豊後 両国を拝領した堀尾氏によって現在の島根県松江市殿町に築かれた江戸時代の日本の城です。江戸時代初期建造の天守が現存しており、天守は国宝、城跡は国の史跡に指定されています。



足立美術館 枯山水庭

島根県安来市にある近代日本画を中心とした美術館です。1970年(昭和45年)、地元出身の実業家である足立全康が71歳のときに開館しました。130点におよぶ横山大観の作品と日本庭園が有名で、庭園は14年連続日本一に選ばれています。

(平成29年9月:事務所研修旅行にて)

# 松川事件資料の「世界記憶遺産」登録申請について

弁護士 渡邊 純

今年5月、ユネスコの日本国内委員会に対して、松川事件資料の「世界記憶遺産」登録申請が行われたと報道されました。松川事件とはどのような事件で、なぜ「世界記憶遺産」登録申請が行われたのでしょうか。



## 松川事件とは？

1949(昭和24)年8月17日未明、東北本線松川～金谷川間で上り列車が脱線転覆し、乗務員3名が死亡しました。この事件に関して、当時の国鉄労働組合の労働者と東芝松川工場の労働者ら20名が列車転覆を共謀実行したとして起訴され、刑事裁判が行われました。被告らは獄中から無罪を訴え、作家の広津和郎など当時の著名な文化人の支援もあり、公正な裁判と被告らの無罪を求める市民運動が全国的に広がりました。その結果、被告らの無罪を示す数々の事実が明らかとなり、1964(昭和39)年、再上告審で全員の無罪が確定しました。

福島大学松川資料室は、福島大学が松川事件の現場付近に移転したことをきっかけに、1988(昭和63)年に開設されましたが、大学関係者らの努力もあり、現在では十万点を超える資料を収蔵しており、松川事件関係資料の収集と研究の一大拠点となっています。

## 松川事件資料の「世界記憶遺産」登録申請について

このような状況の中、福島大学松川資料室に収蔵された貴重な資料を恒久的に保管し研究等に利用していく取り組みを支えようと、「松川資料ユネスコ世界記憶遺産登録を推進する会」が結成され、福島大学と同会の協力により、今年5月、ユネスコ国内委員会に対して、松川事件資料の世界記憶遺産への登録申請が行われました。世界記憶遺産(世界の記憶)は、世界遺産とならぶユネスコの事業であり、人類が後世に伝えるべき歴史的価値のある記録物を登録し保存していくというものです。今後、国内委員会での審査やユネスコ本部での審査を経て、早ければ2019(平成31)年にも世界記憶遺産に登録される見込みです。

松川事件は、単に福島県内で起きた冤罪(えんざい)事件というだけでなく、公正な裁判を求めて市民が声をあげ、裁判を監視していくという全国的な運動の末に、全員無罪をかちとったという意味でも、非常に貴重な教訓を含む事件と言えるでしょう。

松川資料ユネスコ世界記憶遺産登録を推進する会では、署名や募金を呼びかけています。皆さまのご協力をお願い致します(詳しくは、福島大学松川資料室HPまたは福島県松川運動記念会HPをご覧ください)。

進めようとしています。これまでも様々な改憲議論がありました。安倍政権の最終目標はやはり憲法9条改正にあると考えられます。「変えやすいところから変えて、最終的には9条を変えてしまう」、そのような安倍政権のやり方について、立ち止まって考えることが求められているのです。

ある世論調査では憲法改正について「どう考えればよいかかわらない」という意見が3分の1を超えています。憲法改正の是非を問う国民投票が行われたとき、憲法改正に

ついてきちんと意思表示ができるように、憲法改正をめぐる議論をきちんと見極める必要があります。地球上で最も発達した生物であるはずの人間が、地球を破壊しながら殺し合うという戦争を行うことは、最も愚かなことです。そのような戦

争という愚かな行為をこの世界からなくすために、日本国憲法が世界を導く道標であり続けて欲しいと思います。



弁護士 武村 陽

## ◆日本国憲法の制定

いまから72年以上前の昭和20年8月15日、日本人だけで300万人もの犠牲者を出した第二次世界大戦が終結しました。この悲惨な体験をふまえて、日本国憲法は平和主義を基本原則として採用し、戦争と戦力の放棄を高らかに宣言しました。これまでも世界的に様々な戦争廃絶の努力はなされ、戦争放棄の規定が設けられている国も多くあります。しかし、これらの諸外国の規定はいずれも侵

略戦争の制限ないし放棄にかかわるものにとどまっておらず、日本のように侵略戦争を含めた一切の戦争と武力の行使および武力による威嚇を放棄するという徹底した戦争否定の態度を明確にしたものはありません。この世界に誇るべき日本国憲法の平和主義の原理がいま変えられようとしているのです。

## ◆安倍政権の動き

安倍首相率いる自民党は、平成24年4月27日に憲法改正草案を公表しました。この草案では自衛権の発動であれば武力行使も許される余地を認め、さらに国防軍を設置すると定められており、現在の日本国憲法9条から大きく後退するものとなっています。この草案は世論の反対も多く、安倍首相は草案に基づいた憲法改正は行わないとした上で、今年の5月3日に「2020年までに憲法9条に新たに第3項を新設し自衛隊を明文化する」という方針を打ち出しました。近時、安倍政権では、集団的自衛権の行使容認を内容とする閣議決定、さらには平和安全法制(戦争法制)の成立といった平和主義と逆行する動きが目立ってきています。日本が戦争をしない国であるための最後の砦ともいえる憲法9条が変更されようとしているのです。

## ◆憲法9条改正の議論

憲法を改正するにあたっては、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」と国民投票で「過半数の賛成」が必要とされています。近時の世論調査によれば、憲法9条の改正について賛否が二分され、どう考えてよいか迷っているという方が多いようです。改正賛成派の意見としては、これまで70年以上憲法が改正されておらず時代遅れになっているのではないかと、北朝鮮をはじめとする周辺国との紛争が懸念されることからは、憲法を変えなければならぬのではないかというものです。

しかし、本当にそうなのでしょか。憲法は国のあり方を決める根本規範です。この根本規範は頻りに変更されるべきものではなく、これまで72年間も一度も変更されることなく日本が国際社会の中で重要な役割を占めることができてきたというところは、むしろ日本国憲法は「非常によくできた」憲法であるともいえるのです。

また「周辺国から攻撃される恐れがあるから武装すべきだ」という考え方は非常に多くの危険を孕んでいます。これまでの歴史が教えてくれることは、多くの戦争は「自衛」の名の下に侵略戦争が正当化されていったということです。第二次世界大戦も日本は「正義」の名の下にア

## ◆今後の動向

憲法改正を積極的に進めようとする勢力が衆議院及び参議院で3分の2以上を占めている現在、日本国憲法制定後初の国民投票も現実味を帯びてきています。安倍政権は、憲法9条改正だけでなく、反対意見が比較的少なく改正しやすい部分であるとされる教育無償化に関する改憲、緊急事態条項の創設など、手を付けやすい部分から改憲を

アジア諸国を侵略していきました。このことに対する猛省から、日本国憲法は9条で徹底した戦争放棄の理念を定めているのです。

さらに、近時、安倍政権が主張している「自衛隊を明文化するために憲法を変える」という考え方は、自衛隊をどのような組織として位置づけるかという議論を棚上げし、現在の自衛隊組織を合憲化してしまふことであるという議論を封じてしまふという意図が隠れていると言わざるを得ません。現在の自衛隊にあわせて憲法を変えるのは順序が逆ではないでしょうか。自衛隊を合憲化するために憲法を変えるという議論をする前に、自衛隊という組織が必要なのか、必要だとしたらどの程度の実力を備えるべきかという議論こそ行わなければならないと思います。

# 市民講座のご案内

日時 **第1回** 10月26日(木)、**第2回** 11月16日(木)、**第3回** 11月30日(木)  
午後1時30分～午後3時  
場所 郡山市中央公民館 第4講義室

参加  
無料

毎年恒例となりましたが、今年も市民講座を開催することになりました。

今年は、『自分と家族のための財産管理』を大きなテーマとして、3回の講座に分けて、当事務所の弁護士が分かりやすくお話しします。

「この先、自分が認知症になって家族に迷惑を掛けたいらどうしよう・・・」「親が高齢になって浪費するようになったらどうしよう・・・。」と不安になったことはありませんか？自分や家族の判断能力が衰えてしまった場合に、当人が不利益を被らないよう財産を適切に管理し、その生活を守るための手段としては、財産管理のサポートをする成年後見人の制度、家族に財産の管理を委託する家族信託の契約など、様々な形が考えられます。近年、このような財産管理の在り方に関心を持っている人は少なくないように感じます。

財産管理の問題は、生前中に限らず、自分や家族が亡くなった後にも、「相続」という形で生じます。当事務所においても相続に関する相談を数多くお受けしていますが、親族間のトラブルであるため、その渦中にある当事者には心理的な負担が重くしかかります。残された家族の間のトラブルを防ぎ、自分の思いを相続に反映させるため、最期を迎える前にできることもあります。また、家族が亡くなった後に相続を円滑に進めるためには、正しい知識を持つておくことが必要不可欠です。遺言の書き方や注意すべき点、相続に関する基礎知識などについて、分かっているつもり

2017年  
**くらしの法律講座** 特別費無料

いざという時に慌てないために、知っておくべき自分や家族の財産の管理について、「どうすればいいの?」「どうすればいいの?」など弁護士が分かりやすく丁寧に解説します。また、これまでも、相続や遺言について様々なお話をしていますが、今年も恒例で開催いたします。

**自分と家族のための財産管理**  
—最後まで自分らしく生きるために—

- ① 財産の管理ってどんな方法があるの?
- ② 後見人ってよく耳にするけど、どんなことをする人のの?
- ③ 自分のおじ(お母)がなくなったあと、おじ(お母)の財産はどうなるの?
- ④ 遺言書ってどう書くの?
- ⑤ 元彼の遺産がある場合、妻である私の相続分はどうなるの?
- ⑥ 自分が死んだあと、子供たちの間で財産の分割はどのように行われるの? etc...

■ 第1回 10月26日(木)「自分や家族の財産をどう守るか(後見・消費者被害等)」  
■ 第2回 11月16日(木)「家族に財産をどう遺すか(遺言)」  
■ 第3回 11月30日(木)「家族に財産をどう遺すか(相続)」  
時間は、毎回午後1時30分～午後3時です。  
※お申し込みは、お申し込みのうえ、お申し込みのうえにお申し込みください。

■ 会場 郡山市中央公民館 第4講義室  
〒970-0001 郡山市中央公民館 第4講義室  
〒970-0001 郡山市中央公民館 第4講義室

■ 講師  
第1回 弁護士 渡邊 純、弁護士 西沢 桂子  
第2回 弁護士 武村 陽、弁護士 西沢 桂子  
第3回 弁護士 安藤 裕規、弁護士 西沢 桂子

■ 申し込み  
事前予約は不要です。  
お昼休みに参加下さい。

後援 郡山市教育委員会

弁護士法人 けやき法律事務所  
〒970-0001 郡山市中央公民館 第4講義室  
TEL 024-933-0823 FAX 024-934-6644  
ホームページ: <http://www.keyaki-law.gr.jp/>  
〒970-0001 郡山市中央公民館 第4講義室

でも正しく理解できていないこともあるかもしれません。

今回の講座は全3回の予定です。第1回目は成年後見・任意後見の制度や消費者被害等をテーマに「自分や家族の財産をどう守るか」についてお話しします。第2回目は遺言、第3回目は相続をテーマにして、「家族に財産をどう遺すか」についてお話しします。

各回は独立した講座になりますので、全ての回を受講しなくても、単独で理解できるような内容になっています。したがって、関心のある回だけ参加していただいても問題ありませんが、全て受講していただければ、生前中から亡くなった後までの財産管理について、つながりを持った一つの線として理解でき、より実用的な知識を得られることと思います。

参加は無料で、事前の予約等は必要ありません。皆様のご参加をお待ちしております。



## 弁護士法人 けやき法律事務所

初回相談料無料

弁護士 安藤 裕規 弁護士 安藤 ヨイ子 所長 弁護士 齊藤 正俊  
弁護士 渡邊 純 弁護士 武村 陽 弁護士 西沢 桂子 弁護士 長谷川 啓

TEL.024-933-0823(代表)

■ 事務所ホームページ 随時更新中

URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>

けやき法律事務所 検索

ホームページから  
相談予約の  
申込みができます！  
24時間受け付けておりますので、  
詳しくはホームページをご覧ください。



お車での  
お越しは

旧国道4号線から文化通りに入って、3つ目の  
信号(文化センター西側)を右折



携帯サイトはこちらどうぞ

※今後、ニュースの発送を希望されない方は、その旨ご連絡ください。